

平成15年11月20日

熊本県知事 潮谷 義子 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

園田 頼 利



平成15年度報告について

本年度再評価審議対象事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、別添のとおり委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成15年度報告書

平成15年11月20日

別紙「平成15年度再評価対象事業箇所一覧表」の各事業に対し、平成15年8月19日から平成15年11月14日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である県に対し下記のとおり意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した10事業56箇所に係る再評価については、提出された各種資料や説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、各対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

別紙

平成15年度再評価対象事業箇所一覧表

整理番号	事業種類	路線名河川 名地区名等	事業名	事業箇所	委員会 意見
1	道路	国道219号	道路改築事業(球泉洞バイパス)	球磨村	継続
2	道路	国道266号	道路改築事業(高戸バイパス)	龍ヶ岳町	継続
3	道路	国道325号	道路改築事業(旭志拡幅)	菊池市・大津町	継続
4	道路	国道445号	道路改築事業(縦木拡幅)	泉村	継続
5	道路	国道445号	道路改築事業(泉~相良バイパス)	泉村・五木村	継続
6	道路	国道266号	交通安全施設等整備事業	大矢野町	継続
7	河川	菊池川	広域基幹河川改修事業	菊池市	継続
8	河川	浜戸川	広域基幹河川改修事業	富合町・城南町	継続
9	河川	浦川	広域基幹河川改修事業	荒尾市・長洲町	継続
10	河川	大野川	広域基幹河川改修事業	松橋町・不知火町	継続
11	河川	水俣川	広域基幹河川改修事業	水俣市	継続
12	河川	筑後川 (志賀瀬川)	広域一般河川改修事業	小国町・南小国町	継続
13	河川	上内田川	広域一般河川改修事業	菊鹿町・鹿本町 七城町	継続
14	河川	天明新川	広域基幹河川改修事業	熊本市	継続
15	河川	坪井川	広域基幹河川改修事業	熊本市・西合志町 菊陽町・合志町	継続
16	河川	潤川	統合一級河川整備事業	宇土市・富合町	継続
17	河川	福川	統合一級河川整備事業	人吉市	継続
18	河川	網津川	統合二級河川整備事業	宇土市	継続
19	河川	広瀬川	統合二級河川整備事業	本渡市	継続
20	ダム	五木ダム	治水ダム建設事業	五木村	継続 (本体の評価保留)
21	ダム	釈迦院ダム	河川総合開発事業	中央町	中止
22	ダム	路木ダム	河川総合開発事業	牛深市・河浦町	継続
23	ダム	上津浦ダム	河川総合開発事業	有明町	継続
24	ダム	高浜ダム	河川総合開発事業	天草町	中止
25	海岸保全	荒尾海岸	海岸保全施設整備事業	荒尾市	継続
26	港湾	三角港	港湾環境整備事業	三角町	継続
27	港湾	三角港	港湾改修事業	三角町	休止
28	街路	長洲玉名線	緊急地方道路整備事業	長洲町	継続
29	地すべり	袴野	地すべり対策事業	益城町	継続
30	畑地帯総合整備	大津北部	県営畑地帯総合整備事業	大津町・旭志村	継続

整理番号	事業種類	路線名河川名地区名等	事業名	事業箇所	委員会意見
31	農道整備	豊野西部	県営農免農道整備事業	豊野町	継続
32	海岸保全	沖新	海岸保全施設整備事業	熊本市	継続
33	海岸保全	浦田学料	海岸保全施設整備事業	熊本市	継続
34	海岸保全	郡築	海岸保全施設整備事業	八代市	継続
35	海岸保全	文政	海岸保全施設整備事業	鏡町	継続
36	海岸保全	金剛	海岸保全施設整備事業	八代市	継続
37	海岸保全	洲口	海岸保全施設整備事業	八代市	継続
38	海岸保全	昭和	海岸保全施設整備事業	八代市	継続
39	海岸保全	豊川	海岸保全施設整備事業	松橋町	継続
40	海岸保全	和鹿島	海岸保全施設整備事業	小川町・竜北町	継続
41	海岸保全	日奈久	海岸保全施設整備事業	八代市	継続
42	海岸保全	網田	海岸保全施設整備事業	宇土市	継続
43	海岸保全	乙畠口	海岸保全施設整備事業	熊本市	継続
44	海岸保全	小白	海岸保全施設整備事業	熊本市・天水町	継続
45	海岸保全	大口	海岸保全施設整備事業	三角町	継続
46	林道	中央砥用	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	中央町・砥用町	継続
47	林道	西岳不動岩	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	山鹿市・鹿北町 菊鹿町	継続
48	林道	矢部水越	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	御船町・矢部町	継続
49	林道	坂本山江	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	坂本村・山江村	継続
50	林道	福根	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	泉村	継続
51	林道	久連子椎原	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	泉村	継続
52	林道	泉五木	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	泉村	継続
53	林道	槻木南	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	多良木町	継続
54	林道	梅木鶴	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	水上村	継続
55	林道	相良五木	フォレスト・コミュニティ総合整備事業 ふるさと林道緊急整備事業	相良村・五木村	継続
59	農道整備	宇土南部	県営農免農道整備事業	宇土市	再開

【議論の概要及び付帯意見】

1 国道219号球泉洞バイパス道路改築事業

国道219号は、八代市と人吉市を結び地域間の交流促進を図るうえで重要な路線であるにもかかわらず、線形不良で、また、落石等の防災上危険な箇所も多くみられることから、コスト縮減を意識し、早期完成に努めること。

また、良好な自然環境を有する地域であることから環境にも配慮すること。

3 国道325号旭志拡幅道路改築事業

国道325号は、熊本空港方面と県北地域とを結ぶ重要な路線であるにもかかわらず、渋滞が著しいことから社会経済的損失は多大なものと思われる。このことから、事業期間の短縮に伴う効果を意識して、早急な4車線化の完成に努めること。

5 国道445号泉～相良バイパス道路改築事業

国道445号は、各地域間の交流促進を図り、また、地域の生活道路として重要な路線である。しかし、現道は離合さえも困難なほど幅員が狭いことから、事業期間の短縮に伴う効果を意識して早期完成に努めること。

6 国道266号交通安全施設等整備事業

国道266号は、自動車交通量が日当たり2万台を超える主要幹線道路であるが、自転車歩行者道が設置されておらず、通学時をはじめ、歩行者や自転車等利用者が通行時危険な状況にある。早急に連続した自転車歩行者道を設置し、歩行者等の交通安全の確保に努めること。

10 大野川広域基幹河川改修事業

16 潤川統合一級河川整備事業

18 網津川統合二級河川整備事業

上記の3河川は、低平地を流下しており、洪水氾濫が発生した場合、甚大な被害を受けることから、安全性の向上と災害発生の防止を図るため、今後とも潤いのある水辺環境の形成、自然環境の保全等に十分配慮していくとともに、治水上のネックとなっているJR橋改築等を進め、早期完成に努めること。

20 五木治水ダム建設事業

五木ダムの評価を実施するには、『川辺川ダムを考える住民討論集会』における計画流量を決定するための森林保水力などに関する議論の行方を見極める必要があり、現段階では費用対効果等の評価分析ができない状況である。

このため、ダム本体についての評価は保留とするが、その他について、特に付替の国道445号の整備については、五木村の生活基盤の確保や地域振興上重要であることなどから、事業としては継続とし、付替国道の早急な整備に努めること。

21 釈迦院川河川総合開発事業（釈迦院ダム）

釈迦院ダムは治水と利水の目的を併せ持つ多目的ダムであるが、費用に見合う効果が得られないことなどから、中止はやむをえない。

しかし、水源の確保は地域にとって重要な課題であることから、利水事業者が代替策の検討を行う場合は、県としても技術的助言等の支援に努めること。

22 路木川河川総合開発事業（路木ダム）

路木ダムは治水と利水の目的を併せ持つ多目的ダムであり、地域にとって重要な社会基盤の一つである。このため、今後もコスト縮減を意識し、早期完成に努めること。

なお、良好な自然環境を有する地域であることから環境にも配慮して工事を進めること。

24 高浜川河川総合開発事業（高浜生活貯水池）

高浜ダムは治水と利水の目的を併せ持つ多目的ダムであるが、ダムより他の治水代替策が経済的に有利となることから、中止はやむをえない。

しかし、水源の確保は地域にとって重要な課題であることから、利水事業者が代替策の検討を行う場合は、県としても技術的助言等の支援に努めること。

25 荒尾海岸海岸保全施設整備事業

当事業は、高潮による被害から荒尾市街地を守るための必要不可欠な事業であると理解できることから早期完成に努めること。

なお、今後とも都市計画道路荒尾海岸線整備計画との調整に留意すること。

26 三角港港湾環境整備事業

本緑地は、港湾との触れ合いの場として、また、イベント等のコミュニティー空間として必要であるが、整備にあたっては、多様な用途に対応できるような広場となるよう配慮すること。

27 三角港港湾改修事業

築港当時に存在した浮棧橋の復元については難しい点があるため、いったん休止とする。三角西港は観光の名所となっていることから、今後、構造、安全、利用、景観等も視野に入れ、有識者の意見を聴きながら十分検討すること。

28 長洲玉名線緊急地方道路整備事業

当事業は、現在の国道389号の幅員が狭小であることから、一部大型車の通行が規制され、通学者等の歩行者や自転車利用者が危険にさらされているため、そのバイパスとしての機能が期待できるものである。長洲の街中の交通混雑を早期に解消するため、現事業計画の一部見直しの検討も含め、早期完成に努めること。

また、整備区間以北で将来整備が予定されている荒尾海岸線については、環境に配慮するとともに、現在事業中の荒尾海岸海岸保全施設整備事業とも十分調整を図ること。

29 袴野地すべり対策事業

本事業は、袴野地区の生活基盤の根幹に係わる事業であり、子供たちが安心して就学できる学校環境の保全の面からも重要な事業である。悲惨な土砂災害などによる被害を防止し、地域住民の生活を守るため、今後も事業の推進に努めること。

30 大津北部県営畑地帯総合整備事業

受益農家において本事業の早期完了を望んでおり、大津町も本地域の農業振興について積極的な整備の方針であるため、本地域の農業生産性の安定と向上のため必要不可欠であると理解できる。

なお、事業が長期化しており、今後計画どおりの整備を進め早期完成に努めること。

31 豊野西部県営農免農道整備事業

当地区は、営農の省力化や農産物集出荷の合理化のための基幹的道路として、また、集落間の生活道路としての役割が期待できる。進捗率も92%に達しているため早期完成に努めること。

33 浦田学料海岸保全施設整備事業

36 金剛海岸保全施設整備事業

39 豊川海岸保全施設整備事業

上記の3事業については、関係市町も事業の着実な推進を要望しており、高潮・波浪及び津波による被害から背後農地のみならず国土を守るための必要不可欠な事業であると理解できる。有明海や八代海沿岸の軟弱地盤上に施設を構築しているという特殊な立地条件を考慮すれば事業の長期化は止むを得ないものであるが、事業内容の重点化を行い、極力早期に事業効果が発現できるよう努めること。

また、環境にも配慮しながら事業を進めること。

47 西岳不動岩線フォレスト・コミュニティ総合整備事業 / ふるさと林道緊急整備事業

55 相良五木線フォレスト・コミュニティ総合整備事業 / ふるさと林道緊急整備事業

上記の2事業については、当林道の施行地は、現在、間伐等の森林整備が必要な状況にあることから、森林のもつ水源かん養機能等の増進、地域林業の活性化を図るため、今後とも自然環境の保全、コスト縮減等には十分配慮しつつ、当林道の早期完成に努めること。

59 宇土南部県営農免農道整備事業

休止の要因であった字図混乱区域が解消され、用地買収が可能となったので、平成16年度からの事業再開は適当である。なお、この区域は周辺に優良な樹園地帯があり、ふるさと農道と連結できる重点実施区間(L=1,000m)に位置づけられていることから、早期完成に努めること。

「字図混乱区域」とは、登記所に備え付けられている字図上の土地の位置・区画と、現況の位置・区画が著しく相違しており、本来あるべき筆界が不明確となっている区域。

平成15年11月20日

南関町長 上田数吉 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

(印) 田 頼 子



本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成15年度報告書

平成15年11月20日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成15年8月19日から平成15年11月14日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	南関	特定環境保全 公共下水道事業	南関町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

南関町特定環境保全公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことの出来ない重要な事業である。下水道整備の要望も多いことから、今後も下水道普及率、水洗化率の向上に努めること。

また、施設整備に当たっては、将来人口の推移等社会情勢の変化にも柔軟に対応し、適切な施設整備を図ること。

平成15年11月20日

苓北町長 田嶋章二 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長 田 頼 和



本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成15年度報告書

平成15年11月20日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成15年8月19日から平成15年11月14日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料、説明及び現地調査を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	苓北	特定環境保全 公共下水道事業	苓北町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

苓北町特定環境保全公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことの出来ない重要な事業である。面整備については、ほぼ完了していることから、今後は水洗化率の向上に努め、処理場の増設に当たっては、将来人口の推移等社会情勢の変化にも柔軟に対応し、適切な施設整備を図ること。

平成15年11月20日

天草町長 森 安広 様

熊本県公共事業再評価監視委員会

委員長

(表) 田 頼 木



本年度再評価審議の依頼を受けた貴町所管公共事業について、熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号の規定に基づき、委員会としての意見を取りまとめたので報告します。

熊本県公共事業再評価監視委員会平成15年度報告書

平成15年11月20日

下記の貴町所管公共事業に対し、平成15年8月19日から平成15年11月14日まで7回にわたる審議を基に、委員会として、再評価主体である貴町に対し意見を報告します。

記

【熊本県公共事業再評価監視委員会要綱第2条第2号に基づく意見】

審議した事業箇所に係る再評価については、提出された各種資料及び説明を踏まえ、総合的に判断した結果、対象事業箇所に係る再評価の過程及びそれに基づき示された対応方針について妥当と判断します。

事業種類	地区名	事業名	事業箇所	委員会意見
下水道	天草	特定環境保全 公共下水道事業	天草町	継続

【議論の概要及び付帯意見】

天草町特定環境保全公共下水道事業

本事業は、快適な住環境の整備と公共用水域の水質保全にかかすことの出来ない重要な事業であるため、今後も下水道普及率、水洗化率の向上に努めること。

また、施設整備に当たっては、将来人口の推移等社会情勢の変化にも柔軟に対応し、適切な施設整備を図ること。